

平成27年9月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成27年7月内容）

有効求人数	31,032人	対前年同月比10.3%増（11か月連続増加）
有効求職者数	37,670人	対前年同月比3.9%減（63か月連続減少）
有効求人倍率	0.86倍	対前月 同水準

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 平成27年労働災害発生状況 —7月末—

・ 死亡者数	9人	前年比	3人（25.0%）減少
・ 休業4日以上之死傷者数	802人	前年比	6人（0.7%）減少

死傷災害の減少のために、関係団体との連携を図るとともに、積極的な労働災害防止対策を講じることとしています。

3 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に係る説明会の開催

本年の全国労働衛生週間（10月1日～7日）は、「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」をスローガンに進められ、9月1日から30日までの準備期間中に、県内20会場で説明会が開催されます。

4 職場の健康診断実施強化月間の実施

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施徹底等の事項について集中的・重点的な指導等を行うこととしています。

7月の有効求人倍率は0.86倍で、 前月と同水準となる

鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は0.86倍となり、前月と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月(1.33倍)を0.04ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.49倍となり、前年同月(0.44倍)を0.05ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ5.6%増と11か月連続で上回りました。

産業別では前年同月に比べ、建設業(6.6%減)は2か月連続の減少、製造業(10.6%増)は2か月連続の増加、運輸、郵便業(16.5%減)は3か月ぶりの減少、卸売業、小売業(5.9%減)は3か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(9.1%増)は6か月連続の増加、医療、福祉(0.6%減)は11か月ぶりの減少、サービス業(他に分類されないもの)(34.2%増)は8か月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ7.0%減と2か月ぶりの減少となりました。

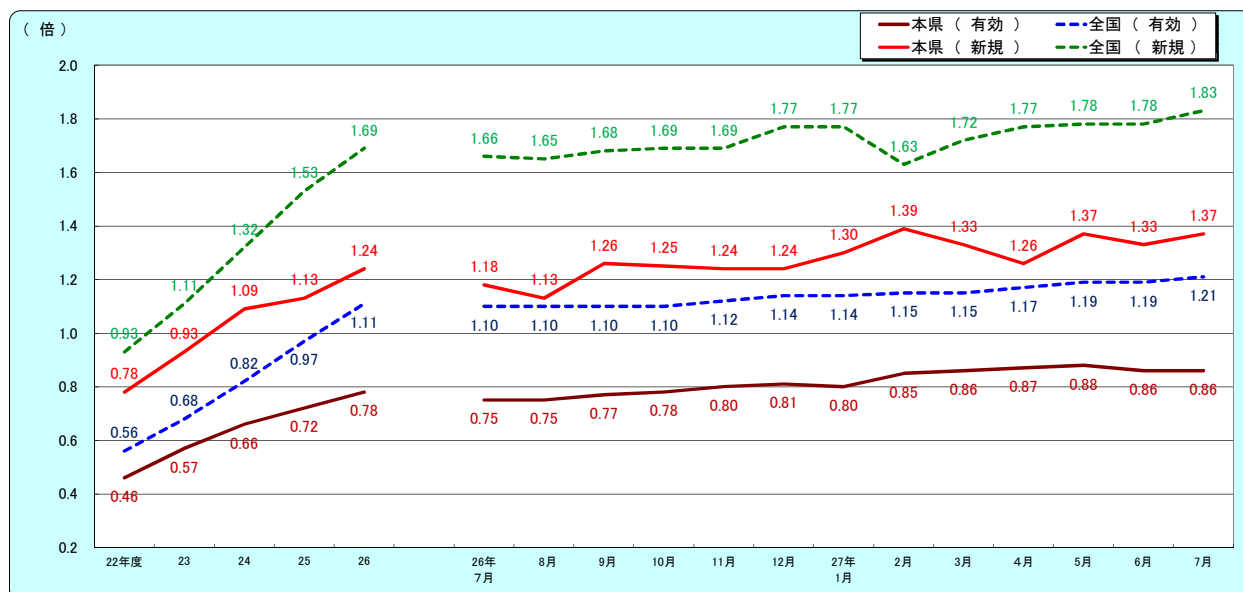
新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(6.9%減)は8か月ぶりの減少、離職求職者(3.2%減)は2か月ぶりの減少、無業求職者(16.0%減)は24か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(2.6%減)は3か月連続の減少、自己都合離職者(2.8%減)は2か月ぶりの減少となりました。

政府の8月の月例経済報告では、個人消費や輸出、輸入について下方修正したものの、住宅建設について上方修正しとほか、企業収益や雇用環境が改善しているとして、景気の基調判断を、「景気は、このところ改善テンポにばらつきみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」として5か月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、前年同月に比べ、新規求人数(原数値)、有効求人数(同)ともに11か月連続で前年を上回るなど、緩やかな改善傾向にあるものの、産業ごとに求人の増減にばらつきがあることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

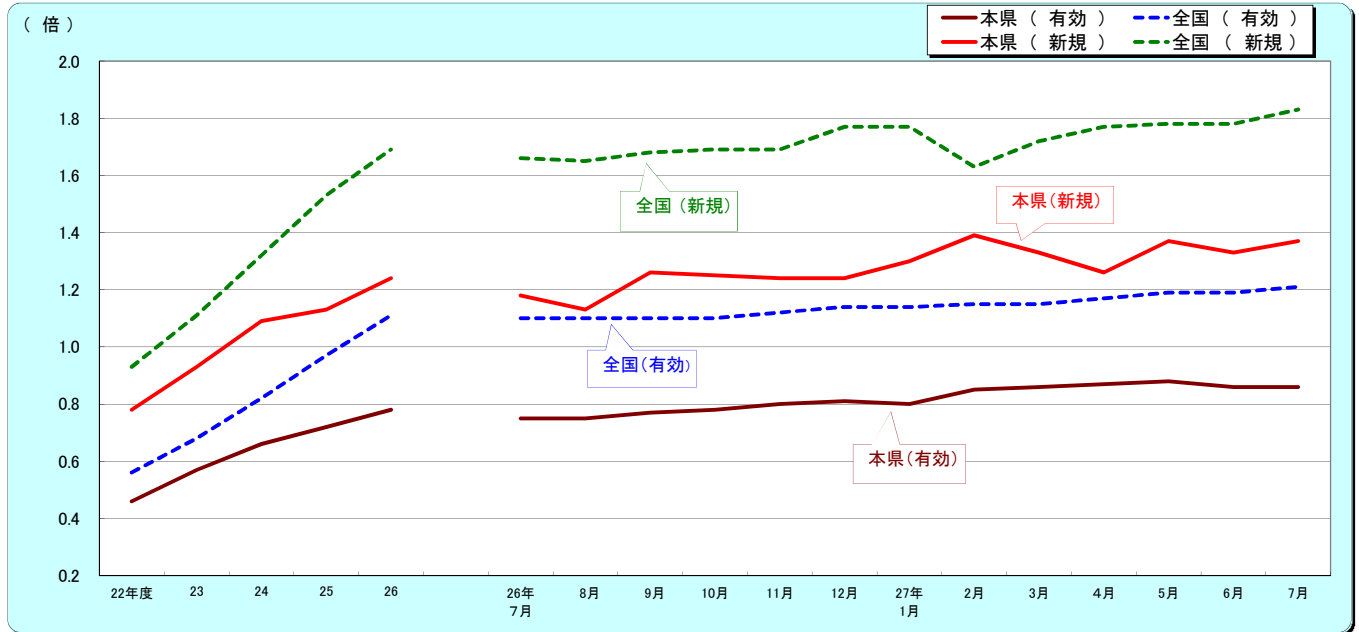


最近の雇用失業情勢 (平成27年7月分)

概況

・鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は0.86倍となり、前月と同水準となった。
なお、全国の7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.21倍となり、前月を0.02ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



	22年度	23	24	25	26	26年7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
有効求人倍率	本県	0.46	0.57	0.66	0.72	0.78	0.75	0.75	0.77	0.78	0.80	0.81	0.80	0.85	0.86	0.87	0.88	0.86	0.86
	全国	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19	1.21
新規求人倍率	本県	0.78	0.93	1.09	1.13	1.24	1.18	1.13	1.26	1.25	1.24	1.24	1.30	1.39	1.33	1.26	1.37	1.33	1.37
	全国	0.93	1.11	1.32	1.53	1.69	1.66	1.65	1.68	1.69	1.69	1.77	1.77	1.63	1.72	1.77	1.78	1.78	1.83

*26年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

7月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.6%増と11ヶ月連続の増加となった。

7月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(6.6%減)は2ヶ月連続の減少、【製造業】(10.6%増)は2ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(16.5%減)は3ヶ月ぶりの減少、【卸売業、小売業】(5.9%減)は3ヶ月ぶりの減少、【宿泊業、飲食サービス業】(9.1%増)は6ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(0.6%減)は11ヶ月ぶりの減少、【サービス業】(34.2%増)は8ヶ月連続の増加となった。

7月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ10.3%増と11ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	平成26年度 (月平均)		平成27年							
	4月	5月	6月	7月	4月	5月	6月	7月		
新規求人数	11,548	(3.4)	12,216	(4.2)	11,728	(8.0)	12,069	(17.7)	12,416	(5.6)
D 建設業	791	(▲ 11.1)	761	(▲ 12.1)	729	(5.5)	826	(▲ 6.5)	825	(▲ 6.6)
E 製造業	1,013	(0.6)	1,049	(12.4)	939	(▲ 9.5)	1,298	(50.6)	1,229	(10.6)
H 運輸業、郵便業	505	(1.4)	518	(▲ 5.8)	497	(8.8)	587	(15.6)	464	(▲ 16.5)
I 卸売業、小売業	2,011	(1.5)	1,959	(▲ 6.0)	2,000	(2.6)	1,853	(12.0)	2,034	(▲ 5.9)
M 宿泊業、飲食サービス業	930	(▲ 0.3)	947	(3.4)	1,206	(15.0)	793	(1.3)	884	(9.1)
P 医療、福祉	2,980	(7.2)	3,112	(3.3)	2,823	(5.0)	3,078	(17.3)	3,060	(▲ 0.6)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,523	(14.7)	1,863	(33.9)	1,913	(32.7)	2,030	(50.3)	2,095	(34.2)
有効求人数	29,493	(2.8)	32,755	(11.1)	30,934	(10.2)	31,073	(12.4)	31,032	(10.3)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

7月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ7.0%減と2ヶ月ぶりの減少となった。
 新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(6.9%減)は8ヶ月ぶりの減少となった。
 また、離職求職者(3.2%減)は2ヶ月ぶりの減少、無業求職者(16.0%減)は24ヶ月連続の減少となった。
 離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(2.6%減)は3ヶ月連続の減少となった。
 自己都合離職者(2.8%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。
 7月の受給資格決定件数(2.1%増)は4ヶ月ぶりの増加となった。
 また、受給者実人員(8.8%減)は28ヶ月連続の減少となった。
 7月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.9%減と63ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			4月		5月		6月		7月	
新規求職者数	9,341	(▲ 5.4)	12,858	(▲ 3.0)	9,513	(▲ 5.5)	9,572	(1.2)	8,489	(▲ 7.0)
44歳以下	5,688	(▲ 7.2)	7,066	(▲ 8.6)	5,805	(▲ 5.7)	5,769	(0.4)	4,974	(▲ 9.8)
※うち34歳以下	3,638	(▲ 9.3)	4,480	(▲ 11.5)	3,721	(▲ 3.2)	3,650	(▲ 1.1)	3,191	(▲ 10.6)
45歳以上	3,653	(▲ 2.3)	5,792	(5.0)	3,708	(▲ 5.2)	3,803	(2.5)	3,515	(▲ 2.7)
うち55歳以上	2,033	(▲ 0.8)	3,637	(7.1)	2,096	(▲ 4.0)	2,199	(8.3)	2,027	(0.2)
雇用保険受給資格決定件数	2,314	(▲ 4.4)	4,175	(▲ 1.6)	2,849	(▲ 6.6)	2,304	(▲ 1.9)	2,254	(2.1)
有効求職者数	37,705	(▲ 2.8)	39,717	(▲ 5.5)	39,267	(▲ 5.6)	39,266	(▲ 4.1)	37,670	(▲ 3.9)
44歳以下	20,849	(▲ 8.0)	21,548	(▲ 7.8)	21,299	(▲ 7.5)	21,319	(▲ 5.3)	20,439	(▲ 4.7)
※うち34歳以下	13,109	(▲ 9.7)	13,439	(▲ 9.7)	13,407	(▲ 7.9)	13,370	(▲ 5.9)	12,797	(▲ 4.7)
45歳以上	16,856	(▲ 2.8)	18,169	(▲ 2.6)	17,968	(▲ 3.2)	17,947	(2.5)	17,231	(▲ 3.0)
うち55歳以上	9,977	(▲ 1.7)	11,090	(0.4)	11,110	(▲ 0.1)	11,150	(0.9)	10,588	(0.2)
雇用保険受給者実人員	7,917	(▲ 6.7)	6,720	(▲ 8.9)	6,902	(▲ 15.5)	7,834	(▲ 7.6)	8,081	(▲ 8.8)

※(新規常用求職者態様別内訳)

()内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			4月		5月		6月		7月	
新規常用求職者	9,239	(▲ 5.6)	12,788	(▲ 3.1)	9,430	(▲ 5.2)	9,363	(1.7)	8,402	(▲ 5.8)
在職求職者	2,326	(1.5)	2,270	(3.6)	2,209	(2.9)	2,495	(11.9)	2,056	(▲ 6.9)
離職求職者	5,668	(▲ 7.3)	9,021	(▲ 2.2)	5,961	(▲ 7.1)	5,742	(0.9)	5,367	(▲ 3.2)
うち事業主都合	1,445	(▲ 12.4)	3,078	(1.8)	1,460	(▲ 14.7)	1,420	(▲ 5.5)	1,404	(▲ 2.6)
うち自己都合	3,918	(▲ 4.6)	5,354	(▲ 3.3)	4,186	(▲ 4.7)	4,014	(2.6)	3,711	(▲ 2.8)
無業求職者	1,245	(▲ 9.6)	1,497	(▲ 15.9)	1,260	(▲ 9.0)	1,126	(▲ 12.6)	979	(▲ 16.0)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

7月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ0.7%増と4ヶ月ぶりの増加となった。

()内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			4月		5月		6月		7月	
就職件数	3,759	(▲ 4.9)	4,521	(▲ 2.0)	3,858	(▲ 4.9)	3,914	(▲ 3.3)	3,831	(0.7)
44歳以下	249	(▲ 6.3)	2,811	(▲ 5.2)	2,343	(▲ 10.7)	2,467	(▲ 6.3)	2,374	(▲ 1.7)
※うち34歳以下	1,368	(▲ 7.9)	1,635	(▲ 6.8)	1,359	(▲ 8.9)	1,440	(▲ 5.9)	1,291	(▲ 5.4)
45歳以上	1,362	(▲ 2.4)	1,710	(3.7)	1,515	(5.8)	1,447	(2.3)	1,457	(4.8)
うち55歳以上	643	(▲ 2.9)	822	(5.4)	770	(11.6)	700	(7.5)	700	(6.2)
雇用保険受給者	884	(▲ 2.3)	939	(2.1)	925	(▲ 7.0)	953	(▲ 9.9)	931	(2.0)

5. 完全失業率(全国)

	24年平均	25年平均	26年平均	平成27年2月	3月	4月	5月	6月	7月
完全失業率 (%)	4.3	4.0	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3	3.4	3.3
完全失業者数 (万人)	285	265	236	226	228	234	224	224	222

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

正社員の職業紹介状況(原数値)

()内前年同月比(求人数、求職者数は%,その他はポイント)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			4月		5月		6月		7月	
正社員新規求人数	4,327	(2.7)	4,488	(▲ 1.0)	4,206	(3.9)	4,370	(8.4)	4,732	(5.9)
全新規求人における 構成比	37.5%	(▲ 0.2)	36.7%	(▲ 2.0)	35.8%	(▲ 1.5)	36.2%	(▲ 3.2)	38.1%	(0.1)
新規常用フルタイム 求職者数	6,253	(▲ 6.7)	8,291	(▲ 4.5)	6,238	(▲ 4.5)	6,367	(1.9)	5,739	(▲ 7.5)
全新規求職者における 構成比	66.9%	(▲ 1.0)	64.5%	(▲ 1.0)	65.6%	(0.7)	66.5%	(0.4)	67.6%	(▲ 0.4)
正社員新規求人倍率	0.69	(0.06)	0.54	(0.02)	0.67	(0.05)	0.69	(0.04)	0.82	(0.10)
正社員有効求人数	11,578	(3.2)	12,164	(6.2)	11,694	(6.3)	11,702	(5.7)	11,932	(5.9)
全有効求人における 構成比	39.3%	(0.2)	37.1%	(▲ 2.1)	37.8%	(▲ 1.4)	37.7%	(▲ 2.4)	38.5%	(▲ 1.6)
有効常用フルタイム 求職者数	24,884	(▲ 7.7)	25,907	(▲ 7.6)	25,366	(▲ 7.2)	25,313	(▲ 5.1)	24,475	(▲ 4.9)
全求職者における 構成比	66.0%	(▲ 1.4)	65.2%	(▲ 0.5)	64.6%	(▲ 1.1)	64.5%	(▲ 0.7)	65.0%	(▲ 0.6)
正社員有効求人倍率	0.47	(0.05)	0.47	(0.06)	0.46	(0.06)	0.46	(0.04)	0.49	(0.05)
全 国	0.68	(0.10)	0.67	(0.06)	0.67	(0.07)	0.70	(0.07)	0.73	(0.08)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成27年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	15,635	15,507	15,388	14,627									61,157
	有効求人	15,123	14,399	14,505	14,480									58,507
	求人倍率	0.97	0.93	0.94	0.99									0.96
北薩地域	有効求職	5,202	5,036	5,140	5,018									20,396
	有効求人	3,917	3,445	3,448	3,358									14,168
	求人倍率	0.75	0.68	0.67	0.67									0.69
川内	有効求職	2,582	2,547	2,626	2,534									10,289
	有効求人	1,912	1,585	1,559	1,548									6,604
	求人倍率	0.74	0.62	0.59	0.61									0.64
出水	有効求職	2,040	1,973	1,964	1,929									7,906
	有効求人	1,564	1,422	1,449	1,387									5,822
	求人倍率	0.77	0.72	0.74	0.72									0.74
宮之城	有効求職	580	516	550	555									2,201
	有効求人	441	438	440	423									1,742
	求人倍率	0.76	0.85	0.80	0.76									0.79
大隅地域	有効求職	5,509	5,374	5,243	5,063									21,189
	有効求人	4,317	4,010	3,987	4,108									16,422
	求人倍率	0.78	0.75	0.76	0.81									0.78
鹿屋	有効求職	3,736	3,622	3,479	3,388									14,225
	有効求人	2,900	2,716	2,643	2,760									11,019
	求人倍率	0.78	0.75	0.76	0.81									0.77
大隅	有効求職	1,773	1,752	1,764	1,675									6,964
	有効求人	1,417	1,294	1,344	1,348									5,403
	求人倍率	0.80	0.74	0.76	0.80									0.78
南薩地域	有効求職	4,863	4,849	4,942	4,645									19,299
	有効求人	3,482	3,389	3,414	3,322									13,607
	求人倍率	0.72	0.70	0.69	0.72									0.71
加世田	有効求職	1,806	1,791	1,885	1,756									7,238
	有効求人	1,345	1,312	1,345	1,316									5,318
	求人倍率	0.74	0.73	0.71	0.75									0.73
伊集院	有効求職	1,826	1,837	1,837	1,668									7,168
	有効求人	1,130	1,102	1,113	1,127									4,472
	求人倍率	0.62	0.60	0.61	0.68									0.62
指宿	有効求職	1,231	1,221	1,220	1,221									4,893
	有効求人	1,007	975	956	879									3,817
	求人倍率	0.82	0.80	0.78	0.72									0.78
始良地域	有効求職	5,831	5,817	5,782	5,540									22,970
	有効求人	4,089	4,014	4,030	4,034									16,167
	求人倍率	0.70	0.69	0.70	0.73									0.70
国分	有効求職	5,045	5,036	4,980	4,760									19,821
	有効求人	3,599	3,534	3,530	3,542									14,205
	求人倍率	0.71	0.70	0.71	0.74									0.72
大口	有効求職	786	781	802	780									3,149
	有効求人	490	480	500	492									1,962
	求人倍率	0.62	0.61	0.62	0.63									0.62
熊毛地域	有効求職	734	752	878	842									3,206
	有効求人	585	535	560	575									2,255
	求人倍率	0.80	0.71	0.64	0.68									0.70
奄美地域	有効求職	1,943	1,932	1,893	1,935									7,703
	有効求人	1,242	1,142	1,129	1,155									4,668
	求人倍率	0.64	0.59	0.60	0.60									0.61
県計	有効求職	39,717	39,267	39,266	37,670									155,920
	有効求人	32,755	30,934	31,073	31,032									125,794
	求人倍率	0.82	0.79	0.79	0.82									0.81

※地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

平成27年における労働災害発生状況（7月末）

死傷者数（休業4日以上）は前年より6人少ない802人で、死亡者数は前年より3人少ない9人となっています。

業種別の死傷者数は、製造業144人（対前年比-20人）、建設業128人（同+7人）、運輸交通業108人（同-2人）、商業105人（同-28人）、保健衛生業94人（同+11人）となっています。

業種別の死亡者数は、製造業2人（同±0人）、建設業3人（同±0）、運輸交通業1人（同-2人）、農林業1人（±0人）、畜産・水産業1人（同+1人）、商業1人（同+1人）となっています。

7月末時点での死傷者数は前年より減少していますが、その減少数はわずかであり、今後も関係団体等との連携を図るとともに、積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしています。

（労働基準部健康安全課）

平成27年 業種別死傷災害発生状況（7月末）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種	年	平成27年		平成26年		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		802	9	808	12	-6	-3	-0.7%	-25%
1 製造業		144	2	164	2	-20		-12.2%	0%
1 食料品製造業		84	1	98	1	-14		-14.3%	0%
4 木材・木製品製造業		4		12		-8		-66.7%	
9 窯業土石製品製造業		8		8					
11～12 金属製品製造業		9	1	12		-3	1	-25.0%	100%
13～15 機械機具製造業		11		13		-2		-15.4%	
上記以外の製造業		28		21	1	7	-1	33.3%	-100%
2 鉱業				2		-2			
3 建設業		128	3	121	3	7		5.8%	0%
1 土木工事業		40	3	47	1	-7	2	-14.9%	200%
2 建築工事業		73		62	2	11	-2	17.7%	-100%
3 その他の建設業		15		12		3		25.0%	
4 運輸交通業		108	1	110	3	-2	-2	-1.8%	-67%
1 鉄道・航空機業		5		2		3		150.0%	
2 道路旅客運送業		6		10	1	-4	-1	-40.0%	-100%
3 道路貨物運送業		97	1	98	2	-1	-1	-1.0%	-50%
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		11		7	1	4	-1	57.1%	-100%
1 陸上貨物取扱業		5		3	1	2	-1	66.7%	-100%
2 港湾運送業		6		4		2		50.0%	
6 農林業		36	1	44	1	-8		-18.2%	
1 農業		15		20	1	-5	-1	-25.0%	-100%
2 林業		21	1	24		-3	1	-12.5%	100%
7 畜産・水産業		46	1	40		6	1	15.0%	100%
8 商業		105	1	133		-28	1	-21.1%	100%
1 卸売業		9		20		-11		-55.0%	
2 小売業		84	1	101		-17	1	-16.8%	100%
3 理美容業		2				2			
4 その他の商業		10		12		-2		-16.7%	
9 金融・広告業		6		4		2		50.0%	
11 通信業		1		7		-6		-85.7%	
12 教育・研究業		9		8		1		12.5%	
13 保健衛生業		94		83		11		13.3%	
1 医療保健業		30		34		-4		-11.8%	
2 社会福祉施設		62		46		16		34.8%	
3 その他の保健衛生業		2		3		-1		-33.3%	
14 接客娯楽業		47		49	2	-2	-2	-4.1%	-100%
1 旅館業		12		11		1		9.1%	
2 飲食店		22		25	2	-3	-2	-12.0%	-100%
3 その他の接客娯楽業		13		13					
上記以外の事業		67		36		31		86.1%	
10 映画・演劇業									
15 清掃・と畜業		39		19		20		105.3%	
16 官公署		2				2			
17 その他の事業		26		17		9		52.9%	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		102	1	101	2	1	-1	1.0%	-50%
第三次産業（8～17）		329	1	320	1	9		2.8%	

業種	順位	事故の型	件数	割合
全産業	1	墜落・転落	158	19.7%
	2	転倒	143	17.8%
	3	はさまれ・巻き込まれ	102	12.7%
	4	動作の反動・無理な動作	82	10.2%
	5	切れ・こすれ	60	7.5%
製造業	5	交通事故（道路）	60	7.5%
	1	転倒	34	23.6%
	2	はさまれ・巻き込まれ	28	19.4%
	3	切れ・こすれ	19	13.2%
	4	墜落・転落	17	11.8%
建設業	5	飛来・落下	14	9.7%
	1	墜落・転落	47	36.7%
	2	はさまれ・巻き込まれ	16	12.5%
	3	転倒	10	7.8%
	3	激突	10	7.8%
陸上貨物運送事業	4	崩壊・倒壊	8	6.3%
	4	切れ・こすれ	8	6.3%
	1	墜落・転落	35	34.3%
	2	はさまれ・巻き込まれ	14	13.7%
	3	動作の反動・無理な動作	11	10.8%
林業	4	激突	10	9.8%
	5	交通事故（道路）	9	8.8%
	1	切れ・こすれ	6	28.6%
	2	激突され	5	23.8%
	3	墜落・転落	2	9.5%
第三次産業	3	飛来・落下	2	9.5%
	1	転倒	84	25.5%
	2	動作の反動・無理な動作	49	14.9%
	3	墜落・転落	42	12.8%
	4	交通事故（道路）	36	10.9%
小売業	5	はさまれ・巻き込まれ	33	10.0%
	1	転倒	22	26.2%
	2	交通事故（道路）	17	20.2%
	3	墜落・転落	10	11.9%
	4	動作の反動・無理な動作	10	11.9%
社会福祉施設	5	はさまれ・巻き込まれ	8	9.5%
	1	動作の反動・無理な動作	23	37.1%
	2	転倒	16	25.8%
	3	墜落・転落	9	14.5%
	4	交通事故（道路）	5	8.1%
飲食店	5	切れ・こすれ	3	4.8%
	1	切れ・こすれ	8	36.4%
	2	転倒	5	22.7%
	3	高温・低温の物との接触	2	9.1%
	3	交通事故（道路）	2	9.1%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上
の災害によるもので、死亡者数を含みます。

② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成27年度全国労働衛生週間説明会の開催について

～未導入事業場へのストレスチェック制度の周知を主眼に
9月4日から県内20か所で説明会を開催～

昭和25年から始まり今年で第66回を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

今年度の全国労働衛生週間は、「職場発！心と体の健康チェックはじまる 広がる 健康職場」をスローガンとして、10月1日から7日までを本週間とし、9月1日から30日までを準備期間として展開されます（平成27年度の実施要綱は別添1）。

準備期間中に、全国労働衛生週間説明会を別添2の日程表のとおり、労働基準監督署ごとに開催します。

特に今年度の説明会では、①依然としてストレスチェック制度を導入していない事業場が多いこと（※）及び鹿児島県における精神障害の労災認定件数が過去最多となっていることを踏まえ、本年12月1日から「ストレスチェック制度」（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）が施行されることに伴い、導入に向けた取組方法や留意点についての説明を重点的に行うものであること、②業務上疾病全体の傾向として長期的に増加傾向にあり取組をさらに推進する必要があること等から、広く事業所の出席を呼び掛けているところです。

※「平成25年労働安全衛生調査」（全国調査）によれば、何らかのストレスチェックを導入している事業所は26%に止まり、残りの74%の事業所は未導入

○ストレスチェック制度について

「ストレスチェック制度」は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタル不調となることを未然に防止する（一次予防）ことを主な目的としたもので、導入にあたっては、事業場においてストレスチェック結果の情報が的確に管理される必要があること、実施方法が法令等により定められた内容となっていることが求められます。

導入前には、実施体制を検討したり、ストレスチェックの運営事項について衛生委員会で審議したりする等の手続きを行う必要があるため、早期に準備を行う必要があります。

（労働基準部健康安全課）

平成 27 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 66 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る問題を見ると、平成 26 年の精神障害の労災支給決定件数が 497 人（過去最多）、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が 277 人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約 2,200 人 いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少しているが、平成 26 年は前年から 105 人増加して 7,415 人となった。疾病別では腰痛が 186 人増加して 4,624 人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加している。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしている。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成 27 年 7 月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定める予定となっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

3. 期間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間

とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓

練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

- (ア) 平成 27 年 12 月 1 日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への準備
- (イ) 平成 28 年 6 月に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS 交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備
 - a. 化学物質の取扱状況と安全データシート（SDS）の入手状況の確認
 - b. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際の SDS の交付状況の確認
 - c. 過去に実施した化学物質に係るリスクアセスメントの結果の確認又は過去に実施したことがない若しくは実施結果を確認できなかった場合のリスクアセスメントの実施
- (ウ) 平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進
 - a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

イ その他の重点事項

- (ア) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
 - b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c. 4 つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・

早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

e. 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施

f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(イ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

b. 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(ウ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に係る以下の対策の推進

a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施

c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

(エ) 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止

a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底

b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底

② 労働衛生3管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

(ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

(イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

(ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

(エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

(オ) 現場管理者の職務権限の確立

(カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

イ 作業環境管理の推進

(ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

ウ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

エ 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進

ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

ア 粉じん障害防止対策の徹底

- (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理

- (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

イ 熱中症予防対策の徹底

- (ア) 暑さ指数（WBGT値）が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見

直し及び単独作業の回避

- (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
- ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
- エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- キ 化学物質中毒対策等の徹底
 - (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
 - (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
 - (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
- ク 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 - (エ) 離職後の健康管理の推進
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

- ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

平成27年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日	時		会 場	所在地
鹿児島署管内	9月7日	(月)	13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月8日	(火)	13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月10日	(木)	13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市加世田川畑
	9月11日	(金)	13時30分～	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島市城山町
	9月14日	(月)	13時30分～	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市長崎町
	9月15日	(火)	13時30分～	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町
	9月24日	(木)	14時00分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月25日	(金)	10時00分～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
管川内署	9月9日	(水)	13時30分～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
	9月10日	(木)	14時00分～	出水市音楽ホール	出水市文化町
管鹿屋内署	9月15日	(火)	14時00分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
	9月17日	(木)	10時00分～	鹿児島県交通安全協会 志布志地区協会	志布志市志布志町
署加治内木	9月10日	(木)	14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巢
	9月11日	(金)	14時00分～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町
名瀬署管内	9月4日	(金)	13時30分～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋
	9月8日	(火)	10時00分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月9日	(水)	10時00分～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月10日	(木)	13時30分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月15日	(火)	10時00分～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津
	9月17日	(木)	13時30分～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

平成25年6月に閣議決定された「日本復興戦略」のロードマップにおいて、「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、事業場に対し次の事項について集中的・重点的な指導を行うこととしています。

- 1 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- 2 健康診断結果の記録の保存の徹底
- 3 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 5 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(労働基準部健康安全課)

「障害者就職面接会」を開催します

平成 26 年度の県内のハローワークによる障害者の就職件数が6年連続で過去最高となるなど、障害者の雇用は着実に進んでおりますが、一方で、障害者雇用の義務のある企業のうち、雇用率達成企業の割合が平成 26 年6月時点で6割に満たない状況であることから、更なる雇用促進が求められます。

このようなことから、障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるための障害者雇用支援運動として実施される9月の「障害者雇用支援月間」にあわせて、障害者・事業主双方への就業に関する出会いの場を提供するための「障害者就職面接会」を県内2か所で以下のとおり開催します。

日 時	会 場	主催 ハローワーク	問合せ先
9月 17 日(木) 午後2時～4時	鹿屋商工会議所 (鹿屋市新川町 600)	鹿屋	0994-42-4135
		大隅	099-482-1265
9月 30 日(水) 午後1時～4時	城山観光ホテル (鹿児島市新照院町 41-1)	鹿児島	099-250-6071

(職業安定部職業対策課)

「くるみん」企業が県内で30社に達しました

次世代育成支援対策法（以下「次世代法」）に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。今般、次の3法人の認定を行い、管内の認定企業は30法人になりました。なお、認定企業数が30法人を超えた都道府県としては、全国で20県目（九州では、福岡に次いで2県目）となります。

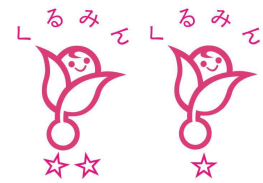
《7月22日認定》

○ホシザキ南九 株式会社 一回目（鹿児島市）

《8月4日認定》

○長島商事 株式会社 二回目（鹿児島市）

○長島開発 株式会社 一回目（鹿児島市）



認定マーク「くるみん」

次世代法の改正に伴い、「くるみんマーク」のデザインが新しくなりました。新しいマークでは、認定を受けた回数を☆の数で表しています。平成27年4月以降に認定申請し、認定された企業に対して、新しいマークが付与されます。

今回認定した企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

（雇用均等室）